

令和 7 年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成 26 年 4 月 1 日から、消費税率及び地方消費税率が引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分（社会保障財源化分）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和 7 年度新座市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

歳入	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	2,369,288 千円
歳出	社会保障施策経費	32,089,696 千円

（単位 千円）

事業名		決算額	うち一般財源
社会福祉	社会福祉事業	288,523	176,391
	障がい者福祉事業	6,102,331	2,139,378
	老人福祉事業	2,925,947	2,297,573
	児童福祉事業	13,273,430	4,478,781
	生活保護事業	5,238,081	1,255,124
小計		27,828,312	10,347,247
社会保険	国民年金事業	16,312	407
	国民健康保険事業	814,074	323,827
	介護保険事業	2,076,741	1,961,583
小計		2,907,127	2,285,817
保健衛生	保健衛生事業	330,578	114,601
	予防事業	744,839	725,630
	母子保健事業	278,840	126,137
	診療所事業	0	0
小計		1,354,257	966,368
合計		32,089,696	13,599,432